平成２６年（フ）第８７号
福島県耶麻郡猪苗代町大字金田字夷田4274番地、前住所福島県耶麻郡西会津町登世島字西林乙5195番地３　西林東住宅204号
債務者　渡部　京子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
群馬県邑楽郡大泉町城之内５丁目９番１号コーポウィング206号、前住所群馬県邑楽郡大泉町西小泉１丁目２番６号　昭和ハイツ206号
債務者　平田　圭一
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第４０号
千葉県館山市二子404番地の１　ヒロフラット２－２Ｆ
債務者　川口　宣佳
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第９６号
岐阜県土岐市駄知町2134番地の１
債務者　三宅真奈美
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第９７号
岐阜県土岐市駄知町2134番地の１
債務者　三宅　富美
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２４６号
静岡県富士市宮島851番地の１グレースＡ・Ｉ201号、前住所静岡県富士市宮下68番地の10
債務者　市村　正幸
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２５６号
静岡県富士市伝法2498番地の４グリーンパレスフジⅢ－101号
債務者　稲葉　祐一
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２６１号
静岡県富士宮市中島町324番地の１
債務者　赤池千枝美
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第９６０号
広島県東広島市八本松町吉川3048番地
債務者　平延　静子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３号
山口県宇部市文京町４番22号
債務者　唐下　幹敏
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第７５５号
仙台市宮城野区宮千代３丁目８番地の12
債務者　高橋　良輔
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７４号
長野県諏訪郡原村19567番地　ひだまり201号室
債務者　恒川　晴美（旧姓武笠）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１６１３号
名古屋市千種区城山町１丁目80番地　愛知専門尼僧堂
債務者　脇長　田鶴（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８２４号
名古屋市中区大井町１番15号　サンセジュール東別院２Ｄ号、住民票上の住所石川県羽咋郡志賀町富来領家町子の16番地２
債務者　室橋美梅子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８２５号
名古屋市中区大井町１番15号　サンセジュール東別院２Ｄ号、住民票上の住所石川県羽咋郡志賀町富来領家町子の16番地２
債務者　室橋　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８８７号
名古屋市熱田区外土居町９番13号　大乗教信徒会館301号
債務者　酒井　正美（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部